

国際教養大学特任教員就業規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第39号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 人事（第6条）
- 第3章 給与（第7条—第12条）
- 第4章 服務（第13条）
- 第5章 労働時間、休日、休暇等（第14条—第18条）
- 第6章 表彰（第19条）
- 第7章 懲戒処分等（第20条）
- 第8章 安全及び衛生（第21条）
- 第9章 出張（第22条）
- 第10章 災害補償（第23条）
- 第11章 職務発明等（第24条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する特任教員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、法人と一年以内の期間を定めた雇用契約を結び、法人で勤務する常時勤務に服することを要しない者のうち特任教員に適用する。ただし、特定の特任教員についてこの規程の特例を定めた場合は、この限りでない。

（法令との関係）

第3条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

（雇用契約書との関係）

第4条 この規程に定める事項につき雇用契約書に異なる定めがあるときは、雇用契約書の定めるところによる。

（規程の遵守）

第5条 法人及び特任教員は、誠意をもってこの規程を遵守しなければならない。

第2章 人 事

(採用等)

第6条 国際教養大学教職員就業規程（以下「教職員就業規程」という。）第2章各条（第12条から第15条まで及び第18条第1項第三号を除く。）の規定は、特任教員の人事について準用する。この場合において、教職員就業規程第5条第3項中「1年を超え3年以内」とあるのは「1年以内」と、教職員就業規程第16条第1項第五号中「第13条第三号に定める場合以外で行方不明となったとき」とあるのは「行方不明となったとき」と、教職員就業規程第19条中「療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法に基づく傷病補償年金を受けている場合、又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合」とあるのは「労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」と読み替えるものとする。

第3章 給 与

(給与)

第7条 この規程で「給与」とは、年俸及び特別勤務手当をいう。

(年俸)

第8条 年俸は、一の年度の職務遂行に対する対価として、特任教員に支給する。

2 年俸の額は、雇用契約書に定める額とする。

(特別勤務手当)

第9条 教職員給与規程第15条の規定は、特任教員の特別勤務手当について準用する。

(給与の支給及び支払方法)

第10条 教職員給与規程第5章各条（第18条、第21条、第23条第2項から第4項まで、第24条及び第25条第2項第二号から第五号までを除く。）の規定は、特任教員の給与の支給及び支払方法について準用する。この場合において、教職員給与規程第16条第4項、第17条及び第23条第1項中「実年俸」とあるのは「年俸」と、教職員給与規程第20条第1項中「実年俸額を当該年度の総日数から労働時間等規程第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数に係る所定労働時間の総数」とあるのは「年俸額を当該年度の所定労働時間の総数」と、教職員給与規程第26条第1項中「年俸及び役職年俸」とあるのは「年俸」と、同項中「時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び特別勤務手当」とあるのは「特別勤務手当」と読み替えるものとする

(勤務時間の計算)

第11条 年俸の減額の基礎となる勤務しない時間数は、一の月における全時間数とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、当該全時間数又は端数を切り捨てる。

(通勤手当)

第12条 週30時間未満の勤務のため通勤することが相当であると認められる場合、通勤に要する運賃等を通勤手当として支給する。

2 通勤手当は、勤務した一の月の通勤分について国際教養大学旅費規程及び国際教養大学旅費支給細則に基づいて算定し、当該月の翌月21日に支給する。

第4章 服 務

(服務等)

第13条 教職員就業規程第4章の規定は、特任教員の服務について準用する。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間、休憩及び休日)

第14条 国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「教職員労働時間等規程」という。）第2章各条（第4条、第5条及び第9条から第12条までを除く。）の規定は、特任教員の労働時間、休憩及び休日について準用する。

(所定労働時間)

第15条 1日の所定労働時間は、8時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、所定労働時間は、1週間につき30時間未満の範囲内で、雇用契約において個別に定める。

(始業及び終業の時刻等)

第16条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後5時30分

2 前項の規定にかかわらず、雇用契約において始業及び終業の時刻を定めたときは、雇用契約の定めるところによる。

(休暇)

第17条 教職員労働時間等規程第4章各条（第14条、第15条ただし書及び第18条を除く。）の規定は、特任教員の休暇について準用する。

(年次有給休暇)

第18条 特任教員に、年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、職務開始日の翌日より起算し

て6か月を経過した日において、一週間の平均所定労働日数に応じ、別表に定める日数を付与する。ただし、職務開始日より6か月の勤務実績が所定の8割未満であった者には、年次有給休暇を付与しない。

第6章 表彰

(表彰)

第19条 教職員就業規程第7章の規定は、特任教員の表彰について準用する。

第7章 懲戒処分等

(懲戒処分等)

第20条 教職員就業規程第8章の規定は、特任教員の懲戒処分等について準用する。

第8章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置等)

第21条 教職員就業規程第9章の規定は、特任教員の安全・衛生の確保に関する措置等について準用する。

第9章 出張

(出張)

第22条 教職員就業規程第10章の規定は、特任教員の出張等について準用する。

第10章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第23条 特任教員の業務災害及び通勤災害については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第11章 職務発明等

(職務発明等)

第24条 教職員就業規程第13章の規定は、特任教員の職務発明等について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(細則)

2 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

1週間の平均所定労働日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日